

不登校児童生徒のための教育機会確保に係る検討会議 開催要綱

(目的及び開催)

第1条 本市における不登校児童生徒のための教育機会確保に係る検討にあたり、幅広く意見を聞くため、「不登校児童生徒のための教育機会確保に係る検討会議」(以下、「検討会議」という。)を開催する。

(構成員)

第2条 有識者会議の構成員は10名以内で組織する。

2 構成員は、不登校等対策について学識経験のある者や専門知識を有する者、その他関係者の中から教育長が委嘱した者をもって構成する。

3 構成員が欠けた場合は補欠構成員を置くことができる。

(任期)

第3条 構成員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、新たに委嘱した日から令和6年3月末までとする。

(座長)

第4条 検討会議に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 座長は検討会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、構成員のうちから座長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(会議の公開等)

第5条 検討会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、座長の決定により非公開とすることができる。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

(2) 不開示情報(情報公開条例第7条)に該当する事項を協議する場合

(3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合

(4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(意見の聴取)

第7条 検討会議は、必要に応じて関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第8条 構成員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事務局)

第9条 検討会議の事務局は、教育委員会事務局に設置し、会議の庶務は教育委員会学校教育部指導企画課において処理をする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営その他について必要な事項は、座長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年8月24日から施行する。

この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。